

霧島市広報誌広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、霧島市広告事業実施要綱（平成19年霧島市告示第70号）第4条の規定に基づき、市が発行する「広報きりしま」（以下「広報誌」という。）への広告掲載の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置及び順序)

第2条 広告の位置及び順序は、市が指定する。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、1 枠 1 回につき上旬号裏表紙 4 色刷り 1 ページ、お知らせ 2 色刷り縦 5 c m、横 18 c m とする。

(広告の募集枠)

第4条 広告の募集枠は、上旬号 1 枠、お知らせ版 4 枠とする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1 枠につき月額上旬号 200,000 円（消費税別）、お知らせ版 50,000 円（消費税別）とする。

(広告料の納付)

第6条 広告を掲載しようとする者は、市が指定する日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、広報誌及び市のホームページ等で行う。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、広報誌広告掲載申込書（第1号様式）に広告案を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、霧島市広告掲載等基準（平成19年霧島市告示第213号）により掲載の可否を審査・決定し、広報誌広告掲載決定通知書（第2号様式）により申込者に通知しなければならない。

(広告原稿の作成)

第10条 広告原稿の作成は、霧島市広告掲載等基準により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が行う。

2 市長は、広告内容等に疑義がある場合、事前に協議するものとする。

3 市長は、前条の広告審査の結果により広告内容等の修正を求めることができる。

4 広告の作成に係る費用は、広告主が負うものとする。

(広告枠内への表示)

第11条 紙面の違いを明らかにするため、広告枠内には「広告」の文字を表示する。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月22日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

霧島市長

様

申込者

住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

業種

広 報 誌 広 告 掲 載 申 込 書

霧島市広報誌広告掲載取扱要領第8条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

広 告 媒 体	1 広報きりしま上旬号 2 広報きりしまお知らせ版
広 告 内 容	
備 考	

申込みに当たり、市税等の納付状況を確認することについて同意します。 印

第2号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

霧島市長



広 報 誌 広 告 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載する
	<input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
掲 載 媒 体	広報きりしま 年 月上旬号 年 月お知らせ版 ページ
広 告 掲 載 料	金 円
納 付 期 限	年 月 日
備 考	1 掲載する広告の内容は、事実と相違ないこと。 2 掲載する広告のすべての責任は、広告主が負うこと。